

署名 一九三二年一月六日(ワシントン)  
効力発生 (未発効)  
日本国 一九三二年一月六日署名  
当事国 四

亜米利加合衆國、英帝國、仏蘭西國、伊太利國及日本國(以下署名國ト称ス)ハ、戦時海上於ケル中立人及非戦闘員ノ生命ノ保護ニ関シ文明諸國ノ採用シタル規則ヲ一層有効トラシメ且有害ナル瓦斯及化学製品ノ戦争ニ於ケル使用ヲ防止セムコトヲ希望シ、之カ爲メ約ヲ締結スルコトニ決シ、左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ。

(全權委員名略)

右各委員ハ、互ニ其ノ全權委任状ヲ示シ、之カ良好妥當ナルヲ認メタル後、左ノ如ク協定セリ。

第一条(商船に対する無警告攻撃の禁止) 署名國ハ、戦時海上ニ於ケル中立人及非戦闘員ノ生命保護ノ爲メ文明諸國ノ採用シタル規則中、左ニ掲クルモノハ、國際法ノ確立シタル一部ト認ムヘキコトヲ声明ス。

(一) 商船ハ、其ノ拿捕セラルルニ先チ、其ノ性質決定ノ爲メ偵察及搜索ニ服ス(キコトヲ命セラルコトヲ要ス)。

商船ハ、警告ノ後臨検及搜索ニ服スルコトヲ拒ミ、又ハ拿捕ノ後指示セラレタル如ク進航スルコトヲ拒ミタル場合ニ非ザレハ、之ヲ攻撃スルコトヲ得ス。

商船ハ、先ツ其ノ乗組員及乗客ヲ安全ナル地位ニ移シタル後ニ非ザレハ、之ヲ破壊スルコトヲ得ス。

(二) 交戦國ノ潜水艦ハ、如何ナル事情ノ下ニ於テモ、前記一般規則ヨリ免除セラルコトナシ。潜水艦カ右規則ニ從ヒ商船ヲ捕獲スルコト能ハサルトキハ、現存國際法ハ、該艦カ攻撃及拿捕ヲ止メ、右商船ヲシテ離ナク進航セシム(キコトヲ要求ス)。

第二条(文明諸國の同意) 署名國ハ、世界ノ輿論カ依テ以テ得來ノ交戦ヲ批判ス(キ行為ノ準則ニ關シ、全世界ニ明確且一般ノ了解ヲアシムカ爲メ、他ノ一切ノ文明諸國ニ對シ、前記ノ種立法規ニ同意ヲ表セムコトヲ勧誘ス)。

第三条(違反に対する制裁) 署名國ハ、商船ニ對スル攻撃並其ノ拿捕及破壊ニ関シ其ノ罰則現存法規ノ人道的規則ノ勵行ヲ確保セムコトヲ欲シ、一國ノ勤務ニ服スル者ニテ右規則ノ何レカヲ侵犯スルモノハ、其ノ上官ノ命令ノ下ニ在ルト否ト問ハス、戦争法規ヲ侵犯シタルモノト認メラレ、海賊行爲ニ準シ審判処罰セラルヘク、且右違反者カ何レカノ國ノ法域内ニ於テ発見セラレタルトキハ、当該國文武官懲ノ受理ニ付セララルヘキコトヲ更ニ聲明ス。

第四条(潜水艦の使用制限) 署名國ハ、中立人及非戦闘員ノ生命保護ノ爲メ文明諸國ノ普及採用シタル規則カ、千九百十四年乃至千九百十八年ノ最近戦争ニ於テ侵犯セラレタルカ如ク、之ヲ侵犯スルニ非ザレハ、潜水艦ヲ通商破壊者トシテ使用スルノ實際上不可能ナルコトヲ承認ス。又通商破壊者トシテ潜水艦ヲ使用スルコトヲ禁止スル國際法ノ一部トシテ採用セシムルノ目的ヲ以テ、署名國ハ、右禁止カ其ノ相互間ニ於テ今後拘束力ヲ有スルコトヲ茲ニ受諾シ、且他ノ一切ノ諸國ニ對シ本取極ニ加入セムコトヲ勧誘ス。

第五条(毒瓦斯等の使用禁止) 窒息性、毒性又ハ他ノ瓦斯及一切ノ類似ノ液体、材料又ハ考案ヲ戦争ニ使用スルコトハ、文明世界ノ輿論ニ依リ至當ニ非難ヲ受ケ、且右使用ヲ禁止ハ、文明世界ノ輿論ニ對シ本取極ニ加入セムコトヲ約定ス、且他ノ一切ノ諸國ニ對シ本取極ニ加入セムコトヲ勧誘ス。

第六条(批准、實施) 本条約ハ、署名國ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ成ルヘク速ニ批准セラルヘク、且輦盛願ニ於テ行ハルヘキ批准書全部ノ寄託ノ時ヨリ實施セラルヘシ。

合衆國政府ハ、批准書寄託ノ調査ノ認証牒本ヲ一切ノ署名國ニ送付スヘシ。

本条約ハ、仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ、合衆國政府ノ記録ニ寄託保存セラルヘク、其ノ認証牒本ハ、同政

府ヨリ署名國ニ之ヲ送付スヘシ。  
第七条(非署名國の加入) 合衆國政府ハ、尚本条約ノ認証牒本ヲ各非署名國ニ送付シ、其ノ加入ヲ招請スヘシ。  
非署名國ハ、合衆國政府ニ加入書ヲ送付シテ本条約ニ加入スルコトヲ得ヘク、同政府ハ、各加入書ノ認証牒本ヲ各署名國及各加入國ニ送付スヘシ。

(全權委員署名略)

